

献血推進計画の在り方について

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和3年12月21日 閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

（30）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31 法160）
都道府県献血推進計画（10 条 5 項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

※本件提案の支障事例や検討の経過については、別添の個票を参照。

※薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討とは、部会、調査会の検討で問題なし。（分権室との打ち合わせ時に確認）

※令和3年度中の通知は、令和4年3月2日事務連絡にて発出済み

国、地方公共団体、採血事業者の関係

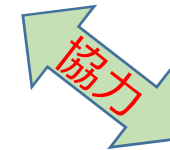
国

- 責務：基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。（法第4条第1項）
- 献血推進計画：基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。



地方公共団体

- 責務：基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。（法第5条）
- 都道府県献血推進計画：基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。（法第10条第5項）



採血事業者

- 責務：基本理念にのっとり、献血の受入を推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。（法第6条）
- 献血受入計画：基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（法第11条第1項）



血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保には国、地方公共団体、採血事業者の協力が不可欠

献血推進計画、都道府県献血推進計画、献血受入計画の関係

国

- 献血推進計画：基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。（法第10条第1項）
- 献血推進計画に定める事項：（法第10条第2項）
 - ①当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - ②献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - ③その他献血の推進に関する重要事項

献血推進計画送付

都道府県献血推進計画提出

献血推進計画送付

献血受入計画申請

地方公共団体

- 都道府県献血推進計画：基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。（法第10条第5項）
- 献血推進計画に定めて頂きたい事項（令和2年8月27日薬生発0827第2号局長通知）
 - ①当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - ②献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - ③その他献血の推進に関する重要事項

「採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう」計画を定める。

協力

採血事業者

- 献血受入計画：基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（法第11条第1項）
- 献血受入計画に定める事項：（法第11条第2項）
 - ①当該年度に献血により受け入れる血液の目標量
 - ②献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - ③その他献血の受入に関する重要事項

「都道府県の区域を単位として」計画を作成する。

計画は相互に関係を持つため、都道府県献血推進計画のみを検討することは不可能

令和4年度の献血推進計画、献血受入計画の記載内容（目次）

【献血推進計画】※都道府県計画もこの形が基本だが、地域に合わせて若干の記載変更あり

- 第1 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量
- 第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 1 献血推進の実施体制と役割
 - 2 献血推進のための施策
 - (1) 普及啓発活動の実施
 - ア 国民全般を対象とした普及啓発
 - イ 若年層を対象とした普及啓発
 - ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発
 - (2) 採血所の環境整備等
 - ア 献血者が安心して献血できる環境の整備
 - イ 献血者の利便性の向上
- 第3 その他献血の推進に関する重要事項
 - 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項
 - (1) 血液検査による健康管理サービスの充実
 - (2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進
 - (3) 採血基準の在り方の検討
 - (4) まれな血液型の血液の確保
 - (5) 献血者の意思を尊重した採血の実施
 - 2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応
 - 3 災害時等における献血の確保
 - 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価



【受入計画】

- 第1 令和4年度に献血により受け入れる血液の目標量
- 第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 1 献血受入体制
 - 2 献血受入のための施策
 - (1) 普及啓発活動の実施
 - ア 国民全般を対象とした普及啓発
 - イ 若年層を対象とした普及啓発
 - ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発
 - (2) 採血所の環境整備等
 - ア 献血者が安心して献血できる環境の整備
 - イ 献血者の利便性の向上
- 第3 その他献血の受入に関する重要事項
 - 1 献血の受入に際し、考慮すべき事項
 - (1) 健康管理サービスの実施
 - (2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策
 - (3) まれな血液型の血液の確保
 - (4) 献血者の意思を尊重した採血の実施
 - 2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応
 - 3 災害時等における危機管理
 - 4 効率的な原料血漿の確保
 - 5 献血受入施策の分析と評価

基本的に記載事項はリンク

令和4年度献血推進調査会（予定）スケジュール

- 第1回献血推進調査会 7月28日
令和3年度実績報告
献血推進計画の在り方（第1回） ←キックオフ。関係者インタビューの進め方等を議論
その他（モニタリング結果報告）
- 第2回献血推進調査会 9月22日予定
献血推進計画見直しに関する関係者インタビュー（意見交換）
輸出に際しての献血者への同意の在り方
- 第3回献血推進調査会 10月24日予定
令和5年度献血推進計画（案）
献血推進計画の在り方（第2回目） ←インタビューを踏まえ、案を提示
血液需給のシミュレーション
輸出に際しての献血者への同意の在り方
その他（モニタリング結果報告）
- 第4回献血推進調査会 1月16日予定
献血推進計画の在り方（第3回） ←最終審議
都道府県、民間の献血推進の好事例紹介
その他